安全で住みよい環境と
災害に強いまちづくりにむけて

…… 狭い道路の道幅拡張にご協力ください ……

**狭い道路は
こんなに問題点が…！**

- 歩行に危険で自転車も走りにくい。
- 災害時の避難に支障がある。
- 救急車や消防車が入りにくい。
- 災害時に延焼しやすい。
- 日当りや風通しが悪い。

安全で住みよいまちづくりには
地域住民のみなさまの協力が必要です。

私たちの身近にある道路は、人や車の通行に利用する以外にも、風通りや日照などの快適な生活環境を守り、災害時には避難路、救急車の乗り入れ、消防活動の空間として重要な役割をもっています。

しかし、現在私たちが利用している道路には、道路幅が4メートルに満たない、いわゆる「狭あい道路」が数多くあり、日常生活の便利さや、災害時の安全など、住みよい環境づくりの面で多くの問題をかかえています。

そこで、狭あい道路の問題を解決するためには、道路の幅を広げる必要があります。地域住民のみなさまのご理解とご協力をいただき「安全で住みよい環境と災害に強いまちづくり」を進めてまいります。

常滑市

「狭あい道路解消」とは？

建築基準法で定められた4メートル以上の道路が確保されるよう、土地所有権者等のみなさまのご理解とご協力を得て、道路の中心から2メートル以上後退した線までの「後退用地」を道路用地として提供していただくものです。

提供していただいた後退用地につきましては、整備を推奨して、維持管理を行っていきます。

拡幅整備の対象となる用地とは

狭あい道路に接している土地の所有権者等が、建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認を受けようとするとき、又は確認を受けた後退用地について、道路用地の提供する場合で、次の用件を満たしていることが必要になります。

1）道路と民地との境界が確定している土地、又は確定することができる土地であること。

2）後退用地が後退道路とともに、現に道路として使用することが可能な状態になっているか、容易に可能な状態にすることができること。

3）道路法第8条第1項の規定により市長が認定した道路及び市街化区域内の一般交通の用に供されている道路のうち、幅員1.8メートル以上4.0メートル未満の道路に接する土地であること。

4）幅員4メートル未満の道路が120度未満の角度で交わる敷地の角部分。（すみ切り用地）

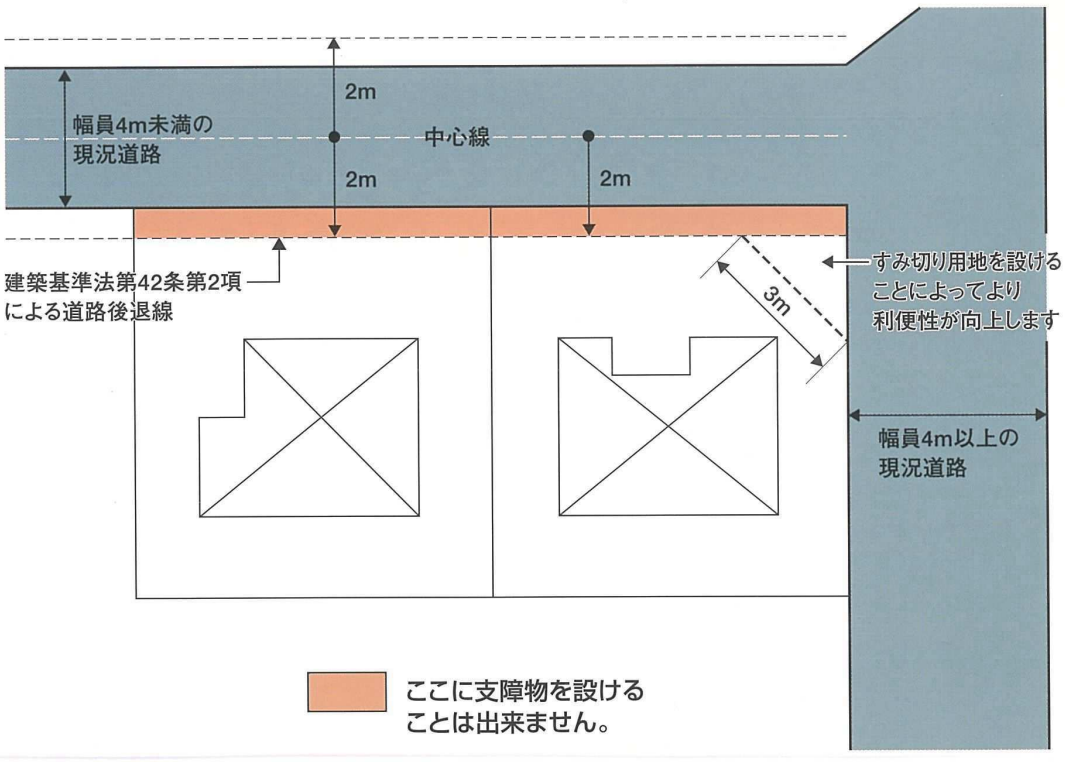

後退用地内の支障物件の除去のお願い

後退用地に既存の建築物、門、塀、植栽などの支障物件がある場合には、それを除去していただくこととなります。

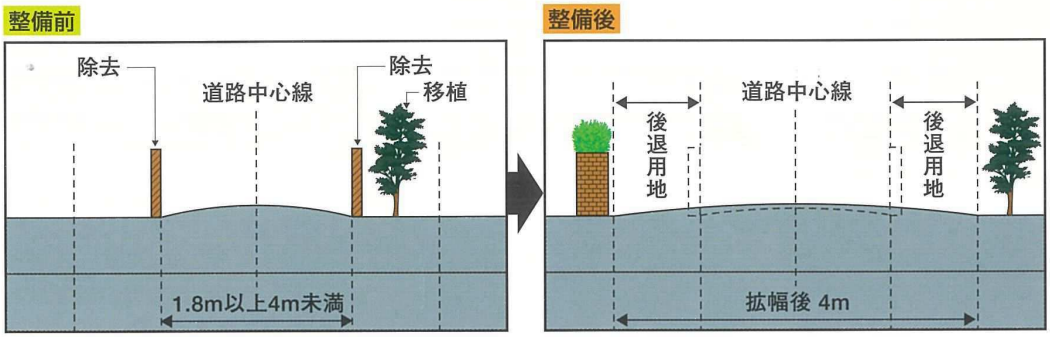

後退用地の取り扱い

後退用地を道路用地として提供していただける場合は、道路境界からの後退用地の分筆・所有権移転登記の費用を常滑市で負担いたします。

前面道路	区分	所有権	分　筆	移転登記	維持管理
●市町村道または管理する道路 ●42-2項道路（みなし道路）	原則寄附	市に移転	市負担	市	市

分筆・所有権移転・整備は市が負担します。